

Sリーグ規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本リーグはシックスリーグ（通称Sリーグ）と称する。

第2条 本リーグの事務局はリーグ代表（クールナイツ所属・上村泰大氏）宅に置く。

第2章 目的

第3条 本リーグは主催する大会を通じ、草野球を楽しみ、かつ参加各チームのレベルアップと草野球を愛する者達との親睦を図ることを主目的とする。

第3章 加盟チーム

第4条 本リーグの加盟チームは次の6チームとする。（現在1チーム欠）尚、アルファベットはリーグ公式略称とする。

F フラワーズ球団（瀬下 義明代表）

J ミラクルジュピターズ球団（後藤 慎二代表）

~~Z ゼファーズ球団（代表不在）~~

Fi フィッシャーズ球団（吉田 直文代表）

C クールナイツ球団（星 薫代表）

第4章 加盟と脱退

第5条 リーグへの加盟は、毎年2月に行われる役員会議で承認される。

第6条 リーグからの脱退は、チーム代表者による脱退理由届けの提出により、毎年2月に行われる役員会議で承認された場合に限り脱退できる。尚、原則としてシーズン中の脱退は認められない。

第7条 リーグ脱退の際、それまでに納入した金額は一切払い戻ししない。

第5章 選手登録と抹消

第8条 チームの登録選手は、前年の役員会議で配布される登録選手名簿に代表者が責任を持って記入し、リーグより決められた期日までに提出しなければならない。

第9条 チームの登録選手は必ず同一ユニフォーム着用を義務とする。

第10条 いかなる場合も1度提出した選手名簿に大会中追加はできない。但し、前半5試合終了後に追加登録選手がある場合は認められる。

第11条 都合により同一ユニフォームが揃わない場合は、原則として助っ人選手として扱う。 ※第31回大会特別規約有り

- 第12条 書類不備等で選手名簿に記載されていない選手は、例え同一ユニフォームを着用していても助っ人扱いとして扱う。
- 第13条 選手抹消は、シーズン中でも自由にできる。その際は、次回の選手名簿から削除する。
- 第14条 同一ユニフォームさえ揃えていれば、登録選手及びベンチ入り選手の人数制限は特に設けない。

第6章 選手資格

- 第15条 選手資格は18歳以上の男女（高校生不可）で草野球を心から愛する者であること。国籍は問わないが、いかなる場合もプロ野球経験者の参加は認められない。

第7章 リーグ戦の開催

- 第16条 リーグ主催のリーグ戦は別に定める大会規定によって開催される。
- 第17条

※第31回大会特別規約参照

- 第18条 リーグ主催のリーグ戦日程は、毎年2月に行われる役員会議に於いて決定される。

第8章 役員

- 第19条 本リーグの役員は参加チームの代表および代表補佐により運営する。
- 第20条 リーグ代表は毎年2月に行われる役員会議に於いて選出される。
- 第21条 リーグ代表の任期は1年とする。

第9章 役員会議

- 第22条 役員会議は毎年2月にリーグ代表の招集により開催される。
- 第23条 役員会議は本リーグの定めるところの役員によって行われる。
- 第24条 役員会議は本リーグの日程決定や問題点の改善等、全ての決定権を持つ。
- 第25条 毎年2月の役員会議の他に、全日程終了後に表彰選手選出の役員会議がリーグ代表から招集される。また前半終了後、必要に応じてシーズン中の役員会議が召集される場合もある。
- 第26条 リーグ戦各試合後、リーグ役員は試合結果の報告及びMIPの選出、問題点などを指摘するための定例役員会議が招集される。
- 第27条 その他にもリーグ代表が必要と判断した場合、大会中、大会後にかかわらずに臨時役員会議がリーグ代表から招集される場合がある。
- 第28条 役員会議に都合で欠席する場合は、委任状をリーグ代表に提出する。その際、会議での決定事項には意義を申すことはできない。

第 10 章 移籍

- 第 29 条 リーグ内で選手の移籍は両チーム及び当事者の三者が円満納得すれば自由にできる。但し、大会中の移籍は認められない。
- 第 30 条 選手移籍の際は、リーグへ移籍届けの提出を義務とする。
- 第 31 条 移籍選手は当然ながら新チームの同一ユニフォームの着用及び新チームの名簿への登録変更をリーグへ申告する。
- 第 32 条 正式移籍とは別に 1 大会単位、最大 2 大会までのレンタル移籍も両チーム及び当事者の三者が円満納得すれば自由にできる。但し、大会中の移籍は認められない。
- 第 33 条 レンタル移籍の際もリーグへレンタル移籍届けの提出を義務とする。
- 第 34 条 レンタル移籍の場合は新チームの同一ユニフォームの着用は免除される。
- 第 35 条 最大 2 大会までのレンタル移籍期間が終了後、3 大会目以降は正式移籍となるため、第 31 条が適用される。
- 第 36 条 明らかにリーグの均衡が崩れるような移籍及びレンタル移籍は役員会議に於いて却下される場合がある。

第 11 章 運営費用

- 第 37 条 本リーグの運営費用は、加盟チームによる参加費によって賄われる。
- 第 38 条 大会参加費は 1 大会 1 チーム年間 8 万円とする。
- 第 39 条 大会参加費には全 9 試合のグラウンド代、審判代および大会ならびに年間の賞品代等が含まれる。
- 第 40 条 不測の事態が起きない限り、決められた金額以上の徴収を行うことはない。
- 第 41 条 本リーグの会計年度は 2 月 1 日から 1 月 31 日までとする。
- 第 42 条 毎年 2 月に行われる役員会議に於いて、前年度の会計報告を行う。

第 12 章 規約の変更

- 第 43 条 本リーグの規約は毎年 2 月に行われる役員会議に於いて改正することができる。
- 第 41 条 本規約は 2023 年 1 月 1 日より施行される。

以下余白

大会規約

第1章 大会名称

第1条 ※第31回大会特別規約参照

第2条 いずれの大会名称の前に、毎年リーグ名及び大会回数を付ける。

第2章 大会日程

第3条 ※第31回大会特別規約参照

第4条 原則として大会開催日は日曜日とする。但し、試合消化が極端に悪い場合は祝日の開催、またはダブルヘッダーの開催もある。

第5条 大会最終日程は12月第1週までとする。それ以降に順延する場合は翌年に順延開催、もしくは途中打ち切りとする。

第6条 大会開催日は、毎年2月に行われる役員会議にて決定される。

第3章 試合方法

第7条 いずれの大会もリーグ戦とし、1チーム9試合の総当たり方式とする。

第8条 原則として、すべての試合は同日、同一時間、同時開催とする。

第9条 試合時間は1時間45分とし、1試合は時間内で7イニング打ち切り制とする。最大2時間以内に終了しない場合は時間制とする。

第10条 最終回前の裏イニング終了時点で残り15分ある場合は最終イニングに入る。しかし、もし15分以内で最終イニング表裏とも終了しない場合は途中打ち切りとし、得点、個人成績とも前のイニングの裏終了時までが採用される。よって打ち切りとなった表、裏の得点や個人成績はなかったものとする。

第11条 時間がなく途中打ち切りにより、それまでの勝敗が変わっても異議を申し立てることはできない。

第4章 勝敗

第12条 各試合は勝ち点制とする。点数は次の通りとする。

- ・勝利チーム 2点
- ・敗戦チーム 0点
- ・引き分け 1点（両チームに）

第13条 大会終了時点で勝ち点の多いチームから順位が決定する。

第14条 大会終了時点で勝ち点同数の場合は、失点率により順位が決定する。※失点率＝総失点÷総守備イニング

- 第 15 条 大会終了時点で、勝ち点及び失点率も同数の場合は該当チーム同士の勝敗で順位を決定する。
- 第 16 条 さらに該当チーム同士の勝敗が同じ場合は、得失点差の多いチームから順位が決定する。
- 第 17 条 公式審判の判断する勝敗の付け方、例えばサドンデスやジャンケン等は本リーグの試合規定として認められない。
- 第 18 条 ~~ファーストステージ、セカンドステージの総勝ち点が最も多いチームは年間総合優勝チームとして表彰される。~~
- 第 19 条 ~~総勝ち点と同数の場合は第 14 条、第 15 条、第 16 条が年間総合優勝にも適用される。~~

第 5 章 審判

- 第 20 条 すべての試合には必ず、1 名の公式審判員を依頼する。
- 第 21 条 テイクワンベース、インフィールドフライ等のグランドルールは、その試合の審判員に委任する。

第 6 章 本塁打

- 第 22 条 グランドによって異なるが、センターラインを基準とし、ダイヤモンドに近い側の外野後方の道路、または草むらの一番前の草の上を打球がダイレクトで通過した場合は、無条件で本塁打とする。またゴロを含むワンバウンド以上で入った場合はすべて二塁打とする。

第 7 章 死球

- 第 23 条 同一投手が一試合中に二度死球を与えた際は注意、三度与えた際は警告、**四度目に死球を与えた際は相手チームの選手の健康を考慮し強制降板とする。**降板後は他の守備位置に就くことはできるが、その試合で再度、登板することはできない。

第 8 章 引き分け

- 第 24 条 7 回表裏が終了しても得点と同じ場合は引き分け試合とする。但し、**充分な時間が残っている場合は延長戦に入ることができる。**
- 第 25 条 延長戦突入の場合、攻撃途中で時間打ち切りとなった際は、チーム勝敗、個人成績ともに前イニング裏までの成績が採用される。

第 9 章 没収 (コールド) および放棄試合

- 第 26 条 いかなる場合も得点差によるコールド試合は採用しない。
- 第 27 条 4 回裏が終了していれば、天候不良や時間オーバーの場合でも試合は成立する。

- 第 28 条 相手チームの遅刻及び放棄、または違反行為発覚の場合は没収試合として扱い、試合が成立する。
- 第 29 条 試合開始時間に試合を行える状態で本塁を挟んで整列しない場合は放棄試合とみなされる。
- 第 30 条 試合参加の最低人数は、登録選手 6 名以上プラス助っ人選手 3 名まで合計が 8 名とする。それ以下の場合は放棄試合とみなされる。尚、登録選手のみ 7 名でも放棄試合となるので注意すること。

	登録選手	助人選手
○	6	2～3
○	7	1～3
○	8	1～3
○	9	1～3
×	5	3
×	6	0～1
×	7	0

○は試合成立 ×は試合不成立

- 第 31 条 すべての放棄または没収試合の得点は 7-0 とし、失点率の計算上、被害チームは 7 イニング無失点、加害チームは 7 イニング 7 失点が増えらる。
- 第 32 条 放棄または没収試合の場合、すべての個人成績は加算されない。もちろん M I P 候補の選出も行われな。
- 第 33 条 いかなる理由があっても、放棄または没収試合を起こした場合は相応の罰則、罰金が科せられる。
- 第 34 条 守備選手同士の交錯等、不測の事態により試合開始または続行が不可能になった場合、イニング、得点差等にかかわらず、試合を止めたチーム（加害チーム）の放棄試合とし、第 31 条が適用される。
- 第 35 条 守備選手と走塁選手の交錯等で両チームの選手が同時に不測の事態で試合続行が不可能となった場合、イニング、得点差等にかかわらず、両チーム 7-7 の引き分け試合とする。両チームとも失点率の計算上、7 イニング 7 失点が増えらる。
- 第 36 条 投手による頭部等の死球、野手による送球がランナーに当たった等により試合続行が不可能となった場合、イニング、得点差等にかかわらず両チーム 7-7 の引き分け試合とする。両チームとも失点率の計算上、7 イニング 7 失点が増えらる。

第 37 条 第 34 条から 36 条までの不測の事態により試合続行が不可能となった場合でも個人成績に関しては特別措置として試合がストップするまでの成績が加算される場合がある。但し、投手の勝敗は加算されない。

第 10 章 順延及び再試合

第 38 条 天候不良のため、その日の試合が中止になった場合は、大会日程最終日の 1 週間後に日程が順延される。

第 39 条 必ず、当日の朝に各自でグラウンドへ状態を確認する。

第 40 条 4 回裏終了前に天候不良や時間オーバーのため、試合成立ができなかった場合、大会日程最終日の 2 週間後に再試合とする。尚、流れた試合でのそれまでの個人成績は無効であり、また、流れた試合のグラウンド代及び審判代は流れた試合の両チームが実費で支払う。

第 11 章 記録

第 41 条 各チームはすべての試合に必ずスコアブックをつける。

第 42 条 試合結果はリーグ所定用紙記入の上、試合終了後、遅くとも**火曜日までに**リーグ記録員宅へ E メールで送信する。

第 43 条 選手個人記録に関しては年間の通算記録が表彰対象となる。

第 44 条 打撃成績の規定打席は年間合計 7 試合以上の出場及び 20 打席とする。但し、全 9 試合に出場しながらも 20 打席に到達しなかった場合も、特別に規定打席達成者として認める場合もある。

第 45 条 投手の規定投球回数は年間合計 20 イニングとする。

第 46 条 没収試合のため試合数が減少したチームの規定打席に関しては、被害チームは試合数×2.0、加害チームは通常の 20 打席とする。

第 47 条 没収試合のため試合数が減少したチームの規定投球回数に関しては、被害チームは試合数×2.0 イニングとする。

第 48 条 いかなる場合でも、明確な記録が残らない場合は、すべての選手個人表彰を辞退したとみなされる。

第 12 章 大会個人表彰

第 49 条 各試合に対戦チームより、その試合、特に活躍が顕著だった選手を M I P 候補として選出する。

第 50 条 大会終了時に得票の多い選手がその大会、そのチームの年間優秀選手 M I P として表彰される。

第 13 章 年間個人表彰

第 51 条 全日程終了後の通算個人成績優秀者を表彰対象とし、翌年の開会式において表彰する。表彰は次の通りである。

- ・首位打者（規定打席達成者のみ権利あり）
- ・打点王
- ・本塁打王
- ・盗塁王
- ・最多勝利投手
- ・最多奪三振王
- ・ベストコントロール（規定イニング達成者のみ権利あり）
- ・敢闘賞（各チームより 1 名選出）
- ・年間最高殊勲選手（MVP）
- ・全試合出場選手

第 52 条 各個人タイトルの規定表彰数は次の通りとする。

- ・首位打者… 300 以上
- ・打点王… 10 打点以上
- ・本塁打王… 3 本塁打以上
- ・盗塁王… 10 盗塁以上
- ・最多勝利投手… 4 勝以上
- ・最多奪三振王… 特に設けず
- ・ベストコントロール… 4.00 以下

第 53 条 規定表彰数に達しないタイトルは該当者なしとする。

第 54 条 すべての表彰者は大会終了後の役員会議に於いて選出される。

第 55 条 役員会議に役員が無断欠席した場合は、記録が残っていても、そのチームの選手の表彰は辞退とみなされる。

第 14 章 登録選手及び助っ人選手

第 56 条 各チーム、試合はなるべくリーグに提出した名簿に登録された選手を招集して戦うことに努力する。

第 57 条 名簿に登録された選手は、大会中は記載された背番号のユニフォームを必ず着用する。いかなる場合でも、大会中は記載以外の選手に貸与することは許されない。

第 58 条 試合には助っ人選手という形で登録選手以外の参加も条件付ながら認められる。

第 59 条 助っ人選手の試合参加人数制限は 1 試合 3 名までとする。その際、助っ人選手の守備位置は外野手または特別指名打者だけとする。

第 60 条 助っ人選手を使用する場合はオーダー表の背番号欄に「助」と記入する。

第 61 条 基本的モラルとして助っ人選手はチームの知り合いとする。現地調達は絶対に認められない。

第 62 条 助っ人選手の打順は、正規の登録メンバーを多く打席に立たせるために下位にする。

第 63 条 助っ人選手は大会表彰、リーグ表彰の対象外とする。

第 64 条 助っ人選手を起用する場合は、試合前に対戦相手に報告及び確認と了承をもらう。

第 15 章 用具

第 65 条 各チーム、各試合に新品の試合球を 2 球用意する。また予備球として、その他に 2 球をベンチに用意しておく。

第 66 条 試合参加選手はすべてポイント式スパイク、もしくはスニーカーの着用を義務とする。例え助っ人でも金具スパイク着用は禁止とする。

第 16 章 特別指名打者制

第 67 条 試合参加選手が 10 名以上の場合、特別指名打者の採用が認められる。その際、オーダー表の守備欄に「D」もしくは「指」と記入する。

第 68 条 一度守備を退き特別指名打者になった選手が再び守備につくことは禁止される。

第 69 条 先発が特別指名打者の選手が途中から守備につくことは認められる。また再び特別指名打者に戻ることも認められる。

第 17 章 集合

第 70 条 各大会、各試合ともリーグ役員の公式集合時間は試合開始 30 分前とする。その他の者の集合時間は各チームに一任する。

第 71 条 試合開始までの 30 分の間にグラウンド場所確認、オーダー表の交換、チェックを行う。

第 72 条 集合時間に遅れた場合は没収試合として扱う場合があるので、余裕を持って集合することに努める。

第 18 章 マナー及びその他

第 73 条 スポーツマンとして汚い野次、特に相手に対しての野次は慎む。

第 74 条 審判への抗議は原則としてしない。但し、試合の流れが変わるような明らかなミスジャッジについては両チームの代表もしくは監督及び審判の 3 者で協議することができる。

第 75 条 選手交代の際、特に投手交代は審判と相手チームに必ず報告する。

第 76 条 攻撃の際は一塁コーチ及び三塁コーチを置く。

- 第 77 条 投手の投球練習は初回または交代時は 7 球、その他のイニングは 3 球とする。
- 第 78 条 時間短縮のため、内野でアウトを取った際、不必要なボール回しはしない。但し、時間に余裕がある場合はこの限りではない。
- 第 79 条 時間短縮のため、**チェンジの際は攻守ともに小走りにて交代する。**
- 第 80 条 ベンチやグラウンドは綺麗に使用する。
- 第 81 条 スポーツマンシップにのっとり、不必要な時間延ばしはしない。
- 第 82 条 スポーツマンシップにのっとり、正々堂々と試合をする。
- 第 83 条 **走者やコーチが捕手のサインを打者に教えることは禁止とする。**
- 第 84 条 車でグラウンドに来た場合は決められた場所に駐車する。
- 第 85 条 本リーグ参加チーム及び参加選手は、本リーグ規約、大会規約を熟知し、いかなる場合も規約に反した行為を行わないよう心がける。尚、違反発覚の際は没収試合として扱うとともに、相応の罰則、罰金を科する。
- 第 86 条 大会中、**不測の事態により負傷した場合、原則としてリーグでは責任を負わないので、チーム単位での傷害保険の加入に努める。**

第 19 章 罰則及び罰金

- 第 87 条 いかなる没収試合でも、加害チームは迷惑をかけた被害チームに対し相応の罰金を支払う。**罰金額は 1 試合分のグラウンド代及び審判代の実費とする。**
- 第 88 条 リーグへの提出物や入金の流れは 1 年間、10 試合分の試合球、予備球を含むボール負担とする。
- 第 89 条 大会規約に違反して試合に臨み、違反行為が発覚した場合、例え試合中といえども、また故意でなくても違反行為として試合を中止し没収試合とする。

第 20 章 規約の変更

- 第 90 条 本大会の規約は毎年 2 月に行われる役員会議に於いて改正することができる。
- 第 91 条 大会中に問題点が生じた場合、または各チームの代表者がその規約の変更ならびに追加を訴えた場合、リーグ代表の判断で変更、追加できる。
- 第 92 条 本規約は 2023 年 1 月 1 日より施行される。

以下余白